平成２４年（フ）第９８号
茨城県牛久市牛久町2494番地１　フレグランスＡ201号
債務者　露原ゆき江（旧姓小神野）
１　決定年月日時　平成24年８月17日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第１０１号
茨城県守谷市薬師台３丁目12番地８
債務者　石井まり子
１　決定年月日時　平成24年８月17日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第１０２号
茨城県取手市宮和田1021番地26
債務者　藤枝　　隆
１　決定年月日時　平成24年８月17日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第１０３号
茨城県取手市宮和田1021番地26
債務者　藤枝　敦子
１　決定年月日時　平成24年８月17日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第１０８号
茨城県取手市新取手１丁目９番14号
債務者　松村　憲一
１　決定年月日時　平成24年８月17日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第１０９号
茨城県龍ケ崎市佐貫町386番地７　カーサケンリード101号室
債務者　永井　加奈
１　決定年月日時　平成24年８月17日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第３９６号
兵庫県尼崎市南清水40番17号
債務者　板谷　浩平
１　決定年月日時　平成24年８月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４６号
愛媛県宇和島市津島町岩松甲746番地１
債務者　土居　　豊
１　決定年月日時　平成24年８月17日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２４年（フ）第４４６号
熊本市中央区坪井６丁目15番３号　ブラザーハイツ東棟202号
債務者　舩越　一美
１　決定年月日時　平成24年８月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２７号
大分県杵築市山香町大字下2099番地１、申立前の住所岐阜県美濃加茂市川合町４丁目７番45号
債務者　山本　久夫
１　決定年月日時　平成24年８月17日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２４年（フ）第３４号
大分県速見郡日出町大字藤原1896番地１
債務者　赤峰　美鈴
１　決定年月日時　平成24年８月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２４年（フ）第１９０号
宮崎県東諸県郡国富町大字八代南俣1921番地
債務者　和田　　基
１　決定年月日時　平成24年８月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３０号
栃木県那須塩原市東栄２丁目６番10号　タカクコーポ15―106号、前住所栃木県那須塩原市寺子2293番地296
債務者　並木三千男
１　決定年月日時　平成24年８月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２４年（フ）第１２５号
兵庫県宝塚市宝松苑13番36―223号、前住所兵庫県宝塚市社町５番３―708号
債務者　二宮　　誠（旧姓橋本）
１　決定年月日時　平成24年８月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第４７１号
兵庫県尼崎市田能５丁目３番10―412号
債務者　南澤　洋子
１　決定年月日時　平成24年８月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４９７号
兵庫県尼崎市尾浜町２丁目20番１―909号
債務者　中島留美子（旧姓菅森）
１　決定年月日時　平成24年８月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４２１号
北九州市小倉北区馬借３丁目９番11―305号
債務者　溝上　健一
１　決定年月日時　平成24年８月16日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部